

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令

(平成二十三年五月二日)

(政令第三百三十一号)

改正	平成二十三年	九月二二日	政令第二九六号
	同	二十三年二月	二日同 第三七六号
	同	二十四年二月	三日同 第二六号
	同	二十五年一月二七日	同 第一号
	同	二十五年一月一八日	同 第五号
	同	二十五年一月二七日	同 第三一九号
	同	二十八年二月一九日	同 四五号
	同	三〇年三月二二日	同 五四号
	同	三〇年三月三〇日	同 九六号
	同	三一年一月三〇日	同 一六号
	同	三一年三月二九日	同 九三号
令和	元年	七月一九日	同 六一号
	二年	三月三〇日	同 八七号
	三年	三月三一日	同 八七号
	同	四年三月二五日	同 九九号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令をここに公布する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関

する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三条第一項第一号、第四十六条第一項及び第二項第二号、第四十八条第三項及び第四項、第八十六条第三項、第八十八条第三項、第九十条第三項、第九十一条第三項、第九十二条第三項、第九十五条第三項、第九十六条第二号、第九十八条第二号、第九十九条第一項並びに第四百四条第三項並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（政令で定める水道事業に類する事業）

第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項第一号の水道事業に類する事業として政令で定めるものは、一般の需要に応じて、給水人口が五十人以上百人以下である水道（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第一項に規定する水道をいう。）により水を供給する事業とする。

（政令で定める医療機関及びその施設）

第二条 法第四十六条第二項第二号の政令で定める医療機関は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条第一項の政令で定める施設は、同表の上欄に掲げる医療機関ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

医療機関	施設
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十	当該医療機

五 地方公務員等共済組合法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金

六 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)

第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金

七 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の八第二項の規定による退職共済年金

金
(災害弔慰金の支給等に関する法律の特例)

第十四条 法第百三条第一項の政令で定めるものは、東日本大震災により著しい被害を受けた者であることの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者とする。

2 法第百三条第一項の政令で定める日は、令和五年三月三十一日とする。

3 法第百三条第一項に規定する災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号。以下「災害弔慰金法」という。)第十条第一項の災害援護資金の貸付けについての災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和四十八年政令第三百七十四号。以下「災害弔慰金令」という。)第四条の規定の適用については、同条中「当該被害を受けた年の前年の所得(当該被害を一月から五月までの間に受けた場合にあつては、前前年」とあるのは「平成二十一年の所得(平成二十三年の所得が平成二十一年の所得を下回る場合にあつては、平成二十三年」と、「その所得が生じた

年の翌年の四月一日の属する年度分」とあるのは「平成二十二年
度分(平成二十三年の所得が平成二十一年の所得を下回る場合に
あつては、平成二十四年度分)」とする。

4 法第百三条第一項に規定する災害弔慰金法第十条第一項の災害
援護資金の貸付けについて保証人を立てる場合にあつては、当該
保証人は、当該災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務
を負担するものとし、その保証債務は、災害弔慰金令第九条の規
定による違約金を包含するものとする。

5 法第百三条第一項の規定により読み替えて適用する災害弔慰金
法第十四条第一項の政令で定める事由は、無資力又はこれに近い
状態にあるため災害弔慰金法第十三条第一項の規定により償還金
の支払の猶予を受けた者が、最終支払期日(同項の支払期日のう
ち最終の支払期日をいう。)から十年を経過した後において、な
お無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払う
ことができることとなる見込みがない場合とする。

6 法第百三条第一項の規定により災害弔慰金法第十条第三項の規
定を読み替えて適用する場合における災害弔慰金令第七条第二項
の規定の適用については、同項中「十年」とあるのは「十三年」
と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」
とする。

7 法第百三条第二項の規定により災害弔慰金法第十一条第二項及
び第十二条第二項の規定を読み替えて適用する場合における災害
弔慰金令第十条及び第十一条の規定の適用については、災害弔慰

金令第十条中「十一年」とあるのは「十四年」と、災害弔慰金令第十一条中「十二年」とあるのは「十五年」と、「十一年」とあるのは「十四年」とする。

(平二五政一・平三〇政九六・平三一政一六・平三二政九三・令元政六一・令二政八七・令三政八七・令四政九九・一部改正)

(日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任に関する厚生年金保険法の規定の技術的読替え)

第十五条 法第百四条第三項の規定により厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百条の四第三項	前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構	機構
第一項各号	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。以下「震災特別法」という。）第百四条第一項各号	

第百条の四	若しくは一部	又は一部
第百条の四	若しくは不適当	又は不適当
第百条の四	、前項	、震災特別法第百四条第三項において準用する前項
第百条の四	第一項各号	同条第一項各号
第百条の四	又は前項	又は同条第三項において準用する前項
第百条の四	するとき（次項に規定する場合を除く。）	するとき
第百条の四	、第三項	、震災特別法第百四条第三項において準用する第三項
第百条の四	第一項各号	同条第一項各号
第百条の四	又は第三項	又は同条第三項において準用する第三項
第百条の四	前各項	震災特別法第百四条第一項並びに同条第三項において準用する第三項、第四項及び前項

七項	
第一項各号	同条第一項各号

附 則

この政令は、法の施行の日から施行し、第四条及び第十一条の規定は平成二十三年三月一日から、第六条から第十条まで及び第十四条の規定は同月十一日から適用する。

(施行の日) 平成二十三年五月二日)

附 則 (平成二十三年九月二日政令第二九六号)

この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年一月二日政令第三七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年二月三日政令第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 旧自立支援法第七十九条第二項の規定により設置された障

害福祉サービス(旧自立支援法第五条第八項に規定する児童デイサービスに限る。)の事業の用に供する施設であつて、整備法附

則第二十二條第一項の規定により新児童福祉法第六条の第二項

に規定する児童発達支援及び同条第四項に規定する放課後等デイサービスに係る新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされた者の設置するものについては、第三十三条の規定による改正前の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令第三条の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成二十五年一月一七日政令第一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十五年一月一八日政令第五号)

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年一月二七日政令第三一九号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年二月一九日政令第四五号) 抄

この政令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年三月二二日政令第五四号)

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三〇日政令第九六号)

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三二年一月三〇日政令第一六号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成三十一年三月二十九日政令第九三号）

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年七月一九日政令第六一号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、令和元年八月一日から施行する。ただし、第二条中東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令第十四条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 （令和二年三月三〇日政令第八七号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 （令和三年三月三一日政令第八七号）

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 （令和四年三月二五日政令第九九号）

この政令は、令和四年四月一日から施行する。